

《参考資料Ⅱ》

— 東日本大震災復興特別会計 —

被災文化財の復旧等

(26年度予算額 2,097百万円)
27年度要求額 2,544百万円

一般的な文化財補助事業

国指定等文化財全般を対象に、
その維持・継承を図る

- ・経年劣化に伴う文化財の保存修理
- ・伝統的な技芸・行事の伝承・公開
- ・史跡指定地の公有化 など

被災文化財の復旧等事業

東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の
保存・修復に特化して実施

補助事業により被災文化財の早急な保存・修復を推進し、
被災地の復興を支援する

<被災した文化財の例>



桜川市真壁伝統的建造物群
保存地区(茨城県桜川市)



史跡・小峰城跡
(福島県白河市)

補助対象事業

- ① 建造物
- ② 史跡・名勝・天然記念物
- ③ 伝統的建造物群

被災ミュージアム再興事業

(26年度予算額 463百万円)
27年度要求額 420百万円

●美術館・歴史博物館の役割

1. 優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点
2. 地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動、観光等の拠点

●美術館・歴史博物館の機能

地域住民の文化芸術活動の場、
コミュニケーション、感性教育、
地域ブランドづくりの場

東日本大震災



機能・役割の回復

復興への
取組み

文化庁が重点的に支援

- (1) 被災した博物館資料を修理するための事業
- (2) 修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- (3) 応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- (4) その他、被災した博物館の復興に資する事業

○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生

⑤文化・スポーツの振興

(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。

また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。